

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を 徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、支給される保護金品等（金銭給付される保護費および就労自立給付金）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額を、当該保護金品等の支給を受ける際に徴収金の納入に充てる旨を申し出ます。

なお、下記内容を確認し、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住 所

氏 名

(宛先) 秋田市福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より

毎月 円（増額 月 ～ 月 円）

別紙（ ）のとおり

年 月 日付け費用徴収額決定通知書による法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

※この申出書は任意で提出をお願いしているものです。